

熊本地震による住宅被災者の皆様へ 再建時の移転費・住宅補強費を支援します

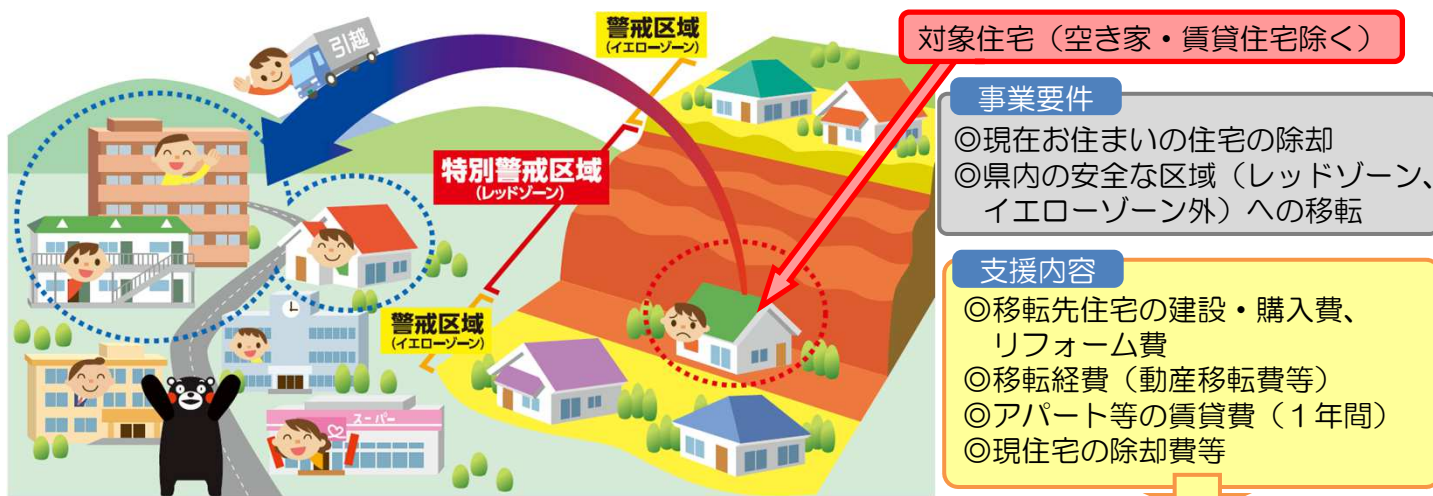
土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援について

- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に居住する方々へ、安全な区域へ移転される際の費用の一部を平成27年度から支援しています（土砂災害危険住宅移転促進事業）。

制度
拡充！

熊本地震により被災された方（被災者生活再建支援制度※の受給対象者）へも支援対象を広げました。

※被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度



レッドゾーンとは 土砂災害特別警戒区域（建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域）

イエローゾーンとは 土砂災害警戒区域（土砂災害のおそれがある区域）

最高300万円

- 事業（再建）に着手されている場合、又は完了している場合も事業の対象となります。

移転が困難で、やむを得ず現地再建をされる方へ

新規創設

- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内で住宅を再建される際は、建築基準法で規定された住宅補強が必要です。これらの補強費用の一部を支援します。



お問い合わせ

●●市町村●●課

◎熊本県砂防課 防災管理班（手続全般）

◎熊本県建築課 建築物安全推進班（補強方法）

TEL：

TEL:096-333-2553

TEL:096-333-2535

熊本県住宅移転

検索

ご自宅がレッドゾーン内かは、各地域振興局土木部、お住まいの市町村、県ホームページから確認できます。

熊本県土砂災害情報マップ

検索